

子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

申・問 福祉課 こども係 ☎75-6118

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

【給付額】対象の子ども1人当たり5万円

■対象者

(1)ひとり親世帯

3月分の児童扶養手当受給者には、申請なしで、5月30日(火)に振り込んでいます。

また、給付を受けていないひとり親世帯も①または②に該当していれば、申請することで同様の給付が受けられます。

【申請できる人】

- ①公的年金（遺族年金・障害年金など）を受給していることにより児童扶養手当の給付を受けていない人。
- ②食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当受給の人と同じ水準になった人。

(2)ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給対象であった世帯には、申請なしで、5月31日(水)に振り込んでいます。

また、給付を受けていないひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯も以下に該当していれば、申請することで同様の給付が受けられます。

【申請できる人】

令和5年3月31日時点で、18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母などであって、令和5年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった人。

■申請期限 令和6年2月29日(木)まで

5月に特別給付を受けていない人も給付の対象となる場合がありますので、ぜひご相談ください。

多久市合同企業説明会を開催します

問 商工観光課 企業誘致推進係 ☎75-2117

■対象者

多久市内で就職を希望する人
※保護者、学校関係者なども参加可能

■参加料

無料

■申込

不要

■服装

自由

■参加企業

20社程度

多久市では、多久市産業連絡協議会、多久市商工会、ハローワーク佐賀の協力のもと、多久市内で就職を希望する人を対象とした合同企業説明会（主催…多久市）を開催します。

■開催日

6月28日(水)

■開催時間

13時30分～16時（予定）

■会場

天山多久温泉
TAKUA タクアホール

軽自動車税に関するお知らせ

問 税務課 市民税係 ☎75-2126

■車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました

令和5年1月から軽自動車検査協会で納付状況を確認できるようになりましたので、車検時の納税証明書の提示が原則不要になりました。なお、必要な場合は税務課窓口にて無料で発行していますので、車検証の写しをもってお越しください。

■特定小型原動機付自転車の標識交付について

令和5年7月から特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の車両区分が新設されることに併せて、7月3日から専用ナンバープレート（交付を税務課窓口で開始します。軽自動車税（種別割）は年額2,000円です。